

**平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第2回緑区役所部会議事録**

1 日 時 : 平成27年7月10日(金) 午後2時00分～午後4時00分

2 場 所 : 千葉市緑区役所 5階 「会議室」

3 出席者 :

(1) 委員

潮来 克士委員(部会長)、小川 真実委員(副部会長)、鶴見 泰委員
豊田 洋祐委員、森山 源次委員

(2) 事務局

渡辺地域づくり支援室長、安藤主査

4 議 題 :

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、選定基準等に関する事項について

ア 千葉市土気あすみが丘プラザについて

イ 千葉市緑区鎌取コミュニティセンターについて

(2) 今後の予定について

(3) その他

5 議事概要 :

(1) 指定管理者選定に係る募集条件、選定基準等に関する事項について

ア 千葉市土気あすみが丘プラザについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、
審議した。

イ 千葉市緑区鎌取コミュニティセンターについて

次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、
審議した。

(2) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(3) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過 :

○事務局職員 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、平成27年度 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 第2回緑区役所部会 を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、地域振興課地域づくり支援室の安藤と

申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」に定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

また、本日は、夏期節電及び地球温暖化防止の取組みの一環として、職員は軽装とさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして、委員の方のご紹介ですが、お手元の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会 緑区役所部会 委員名簿」をご覧ください。前回の部会から変更はございませんので、こちらの委員名簿により、ご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、職員につきまして、ご紹介いたします。喜多見区長ですが、本日は所用により欠席させていただきます。渡辺地域づくり支援室長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず、机上去にございます「諮問書の写し」と「次第」、「席次表」でございます。次に、ファイルをお開きいただき、資料1が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2階緑区役所部会進行表」、資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会緑区役所部会委員名簿」、資料3が「緑区役所部会で審議する公の施設一覧」、資料4の1から5は「千葉市土気あすみが丘プラザ」について、資料4の1が指定管理者募集要項（案）、4の2が指定管理者管理運営の基準（案）、4の3が指定管理者指定申請書類（案）、資料4の4が基本協定書（案）、4の5が指定管理予定候補者選定基準（案）でございます。

資料5は「千葉市緑区鎌取コミュニティセンター」で、枝番号は先ほどと同様となっております。資料6は、今後の予定についてでございます。

続きまして、参考資料です。参考資料1が「千葉市コミュニティセンター設置管理条例・管理規則」、参考資料2が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料3が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、参考資料4が、「部会の設置について（平成24年7月24日 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」。

追加資料として3点ほど、お手元に配布してございます。委員の皆様より頂きました「事前質問に対する回答」でございます。委員より頂きました質問に対する内容が記載してございます。続いて、資料4の3申請書類一式でございます。添付することを失念しておりましたので、お詫びいたします。最後に募集要項に追記をする内容の資料が、施設ごとでございます。以上を、お配りしています。お揃いでしょうか。不足等がございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。それでは続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。本日の出席委員は、全委員さんの出席となっておりますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第7項において準用する第10条第2項」に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより、議事に入らせていただきます。これからの議事につきましては、進行を潮来部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行して参ります。ご協力の程、よろしく願いいたします。

委員からの事前質問に対する回答については、触れなくて良いのですか。

○事務局職員 説明が必要ということであれば、ご説明をさせていただきます。

○部会長 簡単にご説明をお願いいたします。

○事務局職員 それでは、ご説明いたします。計算書類等に「税務申告書」を加える必要があるのではとのご質問については、本部会にて聴取した皆さまのご意見と、各部会でのご意見を集約・調整した後に、加えるかどうか判断するべきものであると考えております。

続いて、自主事業による収入ですが、管理運営の基準で示す条件のもと、指定管理者は自ら興業の企画・誘致・飲食・物販等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができるとなっていますが、資料4の2の23ページにはそこまで記載されておりません。記載すべきでしょうかとの質問については、管理運営の基準に定めている自主事業に関する基準は、指定管理者において飲食・物販事業について妨げるものではないことを明示しているものであると認識しております。当該施設においては、飲食・物販等の自主事業として実施されることが想定されにくいいため、例示することは差し控えております。

続いて、申請用の様式が添付されていないとのご質問に対しては、申請書類については、担当者が失念をしておりましたので、本日、添付させていただきました。

続いて、指定管理者制度導入に関する市の考えで、数値目標が示されているが、何を基礎に目標設定したかとのご質問に対しては、数値目標については、過去の実績、人口の推移、高齢化・年少者の割合などの人口構成、地域の特性、施設の状況などを総合的に勘案し、諸室については平成26年度の稼働率に対し、5年間で3%増としております。

続いて、指定管理者の必須業務の範囲のイ施設維持管理業務について、各設備の機器履歴の管理は必要ではないですかとのご質問に対しては、各設備の機器点検記録簿があり、年度ごとに整理されております。施設の修繕については、20万円未満は指定管理者、20万円以上は千葉市で行うこととなっております。土気あすみが丘プラザについては、建設後、22年を経過しているため、大規模な改修が必要となっております。あくまで予定ですが、平成28年度に建物の劣化度調査、平成29年度に施設の改修に係る実施設計、平成30年度に大規模改修工事を計画しております。今後、設備等のメンテナンスは指定管理者が行い、修繕については、千葉市と指定管理者で協議し、適宜実施して参ります。以上。委員からの事前質問及びその回答について、ご報告いたします。

○部会長 今の事務局からの説明にご意見等ございますか。ご意見等が無いようなので、改めまして、議事を進行いたします。

初めに議題1の「指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について」に入らせて頂きます。

それでは、募集関係書類等の概要及び審議の流れについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局職員 それでは、はじめに、募集関係書類の概要について、ご説明いたします。

まず、募集関係書類として、主な書類といたしましては、募集要項、管理運営の基準、選定基準がございます。これら各資料の概要について、これからご説明したいと思っております。

はじめに、「募集要項」について、ご説明いたします。

この要項は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえ、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものであり、指定管理者制度を所管しております業務改革推進課が全庁的に標準的なひな形として示しているものに、各施設の特性等を加味し、作成しております。

主な点について、かいつまんでご説明申し上げます。資料4の1「千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理者募集要項」を例に説明いたします。2ページをご覧ください。

1の指定管理者募集の趣旨でございますが、指定管理者制度導入の概要や、他の施設と一括して指定管理予定候補者を募集する場合には、その理由等について、記されています。

次に、3ページをご覧ください。3の公募の概要ですが、こちらは管理対象施設、指定期間、業務の内容、選定の手順（スケジュール）について定めたもので、ご覧のとおりでございます。

次に、4ページをご覧ください。4の管理対象施設の概要でございます。こちらは、管理対象施設の設置目的や特徴などについて記載しております。特に、施設の設置目的・目指すべき方向性を示す「ビジョン」や、施設の社会的使命や役割を示す「ミッション」、また、指定管理者制度導入に関する市の考え方として、制度導入による市のねらい（見込の効果）、そのねらい（効果）を達成するために指定管理者に期待する役割は何か、あわせて、施設の管理運営における「成果指標」及び「数値目標」を設定し、ここで明示しています。

次に、6ページをご覧ください。5の指定管理者が行う業務の範囲でございます。

ここでは、指定管理者が行うべき必須業務及び行うことができる自主事業、また再委託について定めております。具体的な業務の詳細については、後ほどご説明します「管理運営の基準」で示しております。

次に、7ページの6の市の施策等との関係についてですが、公の施設の管理者である指定管理者に求める公的責任として、市の施策等について市と同様に行うべきことを記載しております。また、今後、概ね年に1回程度、市の施策等についての指定管理者に対する説明会・研修会を実施する予定としており、指定管理者はこれに出席するものであることも、ここに記載しております。

次に、8ページの7の指定管理者の公募手続ですが、指定管理予定候補者の募集から、指定までの具体的な手続きを記載しております。

次に、11ページの8の応募に関する事項では、選定結果を左右する重要事項である、応募資格及び失格事由、提出書類、留意事項などを定めております。

次に、15ページの9の経理に関する事項でございます。指定管理者の収入と支出に関すること、指定管理料の支払いに関するもののほか、利益の還元について、記載しております。

なお、市から指定管理料を支払う施設ですので、指定管理料の基準額（「上限額」）をここに記載し、応募者はこの基準額の範囲内で指定管理料を市に提示することとなります。先ほどご説明しました8の応募に関する事項にて定められている失格事由にあるとおり、基準額を超える提案をした場合には、形式的要件審査の時点で失格となり、提案内容審査には進むことはできません。

また、利益の還元についてですが、指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、その利益は、指定管理者の経営努力によるものである一方、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものでもあると考えられることから、計画を大きく超える利益があった場合には、その一部を市民に還元することも必要となるため、お願いをしておるところでございます。

次に、18ページをご覧ください。10の審査選定でございます。ここでは、選定方法や審査基準の概要について記載しており、審査基準の概要では、各審査項目及び小項目ごとの配点についても示すこととしております。

次に、20ページをご覧ください。11の関係法規、12の参考資料、13のその他でございますが、これらに関しましては、説明を省略させていただきます。

募集要項につきましては、以上でございます。

続いて、管理運営の基準についてご説明いたします。こちらは、各施設の設置管理条例において定める管理の基準及び業務の範囲、すなわち、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示すものです。

施設により内容は異なりますが、大まかに、対象施設の概要や、指定管理者が行うべき業務、自主事業に関すること、その他、留意事項などを記載しております。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

続きまして、選定基準でございます。こちらは、先ほどご覧いただきました募集要項に記載している審査基準について、より詳細に定めたものとなります。

具体的には、審査の具体的な流れ、審査の方法、審査項目、採点の基準と方法、各審査項目の配点などを記載しております。

委員の皆様には、10月に開催いたします部会において、こちらの選定基準に示す採点基準を踏まえ、応募者から提出された提案書の内容について、点数をつけていただくこととなります。

ここで、審査の流れについて簡単にご説明したいと思います。

資料4の5千葉市土気あすみが丘プラザ指定管理予定候補者選定基準の、2ページにあります(4)審査等の流れをご覧ください。

まず、3つ目の四角枠にございます形式的要件審査（第一次審査）ですが、こちらは提案書を含む応募者からの提出書類を、次のページに記載されておりますア応募資格の各要件を満たしているか、イ失格要件に該当するものでないか確認するものです。この審査に通過した応募者が、第二次審査である提案内容審査に進むことができます。

提案内容審査（第二次審査）では、提案書を含む提出書類の記述内容について、この選定基準に記載されている採点基準及び採点方法に基づき、委員の皆様は採点を行っていただきます。なお、一部の評価を必要としない審査項目につきましては、事務局で機械的に採点した上で委員の皆様は報告いたします。

こうして採点された点数は、審査項目ごとに平均点を出したあと、合計して総得点を出し、総得点が最も高い提案を最優秀提案として選定いたします。

次に、4ページをご覧ください。3(1)審査の方法についてご説明いたします。

アの審査項目及び配点をご覧ください。大きな項目5・6を除く各項目においては、原則として5点を配点しております。なお、一部の審査項目については、市が期待する事

項の必要性、重要性等を勘案して、例外的に配点を加点しているものもございます。その項目の詳細については、次の5ページ、イの審査項目の配点の考え方に記載しております。

次の、6ページをご覧ください。続きまして、ウの各項目の審査・採点方法についてです。こちらに記載されておりますとおり、委員の皆様には、一部の審査項目を除いて、原則5段階評価にて採点を行っていただきます。管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる場合には、C評価の配点に0.6をかけた得点とし、さらに市民サービスの向上又は管理経費の縮減に一定程度の効果が見込まれる場合にはB評価の0.8をかけた得点、大きな効果が見込まれる場合にはA評価として、1.0をかけた得点を付けることとなります。逆に、管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがあると判断される場合にはD評価の0.2をかけた得点、明らかに満たない提案がなされている場合には、E評価となり、「0」点となります。

次に、同ページの後半（イ）上記原則によらない審査項目についてご覧ください。これらの項目については、ただいまご説明した5段階評価によらない方法により、採点を行うこととなります。

選定基準につきましては以上でございます。

これまでご説明してきました資料の他に、基本協定書と、応募の際に使用する指定管理者指定申請書類の様式について、各施設分、添付しております。

なお、基本協定書につきましては、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結するものでございます。

具体的な内容につきましては、指定管理者として決定した後の協議を踏まえ、作成されることとなります。

これから皆様には、これら募集関係書類に関して、修正すべき点などがないかについて、ご審議をいただきます。そして、皆様からいただきましたご意見を反映したものを、次期指定管理者の公募に係る募集関係書類として確定し、それをもって公募を開始する流れとなります。

なお、公募にあたっては、先ほどご説明した資料のうち、募集要項、管理運営の基準、指定管理者指定申請書類、基本協定書を公表します。選定基準については、選定前に公表することで適正な選定業務に支障を及ぼすことが懸念されることから、選定が終了するまでは公表いたしません。事務局からの説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。ご質問等が無ければ、各施設の募集条件、審査基準等に係る審議に移ります。

まず、千葉市土気あすみが丘プラザについて、説明をお願いします。

○渡辺地域づくり支援室長 それでは、千葉市土気あすみが丘プラザに係る募集関係書類について、ご説明いたします。募集要項、管理運営の基準、申請書類、基本協定書、選定基準につきましては、基本的な部分は概ね6区共通となっております。

各書類の概要については、すでに冒頭でご説明させていただいており、時間の都合もございいますので、当該施設の特性を踏まえ設定した部分を、中心にご説明させていただきます。

資料4の1募集要項の4ページをご覧ください。4の管理対象施設の概要でございます。まず、(1)設置目的等ですが、本施設の条例上の設置目的は、市内の他のコミュニティセンターと違い、公民館機能を併せ持っていることから地域住民の学習、文化等に関する各種の事業を行う、を加え、とともにコミュニティ活動の場を提供する施設として設置されております。

設置目的から導かれるビジョンですが、「地域住民のための学習、文化等に関する各種事業を行うとともにコミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進すること」としております。

また、このビジョンを実現するために、ミッションは「地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施するとともに、地域の生活文化向上のため、定期講座の開設及び講演会、展示会等を開催すること」、「コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること」、「コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となること」の3点といたしました。

次の項目(2)特徴でございますが、アの多様な学習機会の提供及びコミュニティ活動の場と機会の提供であるとともに、イの情報発信、相談機能を併せ持つ施設としております。

続いて、5ページをご覧ください。(3)施設の概要については、追加資料として配布しました資料も併せてご覧ください。平成30年度に土気あすみが丘プラザ大規模改修工事及び体育館天井改修工事を予定していますので、資料の内容を後日、追記させていただきます。なお、資料の差し替えは後日まとめてさせていただきます。

次に、(4)指定管理者制度を導入することに対する市の考えについてですが、本施設では、制度導入により、市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用してもらうという効果を見込んでおります。したがって、市としてはこの制度導入効果を達成するため、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業の実施や、施設の利用促進、広報・プロモーション活動などにより施設の利用者数等を増加させることを期待しております。

具体的な成果指標としては、諸室については施設稼働率、スポーツ施設、いわゆる体育館については施設利用者数を掲げております。これも6区共通となっております。

数値目標は、当該施設の過去の実績、人口の推移、高齢化・年少者の割合などの人口構成、地域の特性、更には、次年度より、一時間単位の超過、繰上げ使用を可能とすることなどを総合的に勘案し、平成32年までは微増すると考えております。しかし、稼働率の低い部屋を、稼働率の高い仕様の部屋に全て改修することなどが公共施設として出来ないこと、駐車場や立地条件など様々な要因を鑑みますと、稼働率も限界に近づいていると考えられることなどから、増加の割合は徐々に少なくなり、指定期間最終年度の稼働率は、26年度稼働率の3%増の44.6%となる見込みとしました。

また、施設利用者数(スポーツ施設)については同様の根拠などを総合的に勘案し、2万4,500人以上を達成することを目標といたしました。

次に、6ページ5の指定管理者が行う業務の範囲については、ご覧のとおりでございます。なお、詳細につきましては、資料4の2の管理運営の基準に記載しております。

続きまして、15ページをご覧ください。9の経理に関する事項の(1)指定管理者

の収入として見込まれるもののイの指定管理料でございますが、当施設の管理に係る、指定期間全体の指定管理料の基準額は、2億8千493万5千円としております。

また、先ほど施設の概要でも説明をしました、大規模改修に係る追加資料の内容を経理に関する事項（1）にも今後、追記させていただきます。資料の差し替えは、先程と同様、後日お配りいたします。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。次期指定管理予定候補者の選定を行うにあたっての審査基準として、審査項目及び配点について、記載しております。これらの詳細については後程4-5の「選定基準」において、ご説明いたします。

募集要項につきましては以上でございます。

資料4の2管理運営の基準について、ご説明いたします。7ページ（2）市からの事業実施受託業務をご覧ください。これまで、市からの受託事業はアのプラザまつりの開催、イのスポーツ施設の無料開放の2点でしたが、今回からウの絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施を追加いたします。こちらは、千葉市子ども読書活動推進計画に基づき、コミュニティセンターにおいて、こどもの読書活動を推進するために実施するものです。なお、市内13館共通となっております。

続きまして、14ページの（5）植栽維持管理業務、（6）外構施設維持管理業務、15ページの（7）環境衛生管理業務につきましては、前回募集要項にはなかった業務内容ですが、指定管理者の業務として必要な業務であるため、改めて明記したものです。

続きまして、23ページの6の自主事業でございます。自主事業の実施に係る留意点を記載しております。留意点について読み上げさせていただきます。

ア 地域住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供すること。

イ コミュニティ活動のきっかけとなり得るような各種事業を計画すること。

ウ 各種計画事業が特定の年代や性別に偏らないようにし、また、世代間交流を考慮した企画を実施すること。

エ 高齢者、障害者、乳幼児連れ等の者が参加しやすい企画にすること。

オ 公共性、公益性のある自主事業を企画すること。

カ 通常の利用者の利用の妨げにならないよう、実施施設、時間帯等に配慮すること。

キ 指定管理者は、自主事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。

ク 指定管理者は、自主事業の実施のために施設を利用できる。その場合の施設利用料金は、全額を指定管理者の負担とする。

ケ 自主事業の経費は、市が支払う指定管理者料に含まれない。

管理運営の基準につきましては以上でございます。

次に、資料4の5選定基準について、ご説明いたします。資料4の5選定基準をお開きください。4ページをご覧ください。3の提案内容審査についてでございます。そのうち、当施設の指定管理者選定における各審査項目及び配点は、ご覧のとおりといたしました。指定の基準（大項目）の5及び6に関する審査項目を除く各項目は原則として5点を配点しておりますが、重要な審査項目として位置づけ、配点を加点しているものについて、ご説明いたします。

5ページをご覧ください。イの審査項目の配点の考え方でございます。はじめに、1

(1) 管理運営の基本的な考え方ですが、設置目的、ビジョン・ミッションの適正な理解に基づく施設の管理運営を行うため、重要な項目であることから10点といたしました。

次に、4(4) 施設の利用促進の方策ですが、コミュニティ活動を促進するには、施設の利用促進を図ることが重要であることから10点としました。

次に、4(7) 成果指標の数値目標達成の考え方ですが、市の設定する成果指標及び数値目標をより効果的・効率的に実現することが重要な項目であることから10点としました。

次に4(8) 自主事業の効果的な実施ですが、コミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施する重要な項目であることから10点としました。

次に5(1) 収入支出見積りの妥当性ですが、施設の管理運営を行っていくためには、妥当な見積りに基づく収支計画が重要であるため、10点としました。

最後に5(2) 管理経費ですが、管理経費の縮減は市民サービスの向上と並ぶ指定管理制度の目的の1つである一方で、過度なコスト削減による市民サービスの低下を防ぐべきであることを踏まえ、全市的な方針に基づく配点割合で20点としました。

千葉県土気あすみが丘プラザに係る募集関係書類に関する説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただきましたが、募集要項の審査基準等に関して、ご質問も含め、ご意見はございませんでしょうか。

○委員 資料4の1で聞きたいのですが、今回から募集することになったんですね、5ページ目の指定管理者制度の導入に関する市の考え方、成果指標、数値目標を設定するということは。

○事務局職員 はい。

○委員 それについては、最後にご紹介いただいた資料4の5の4ページ、4番、施設の効用を最大限発揮するものであるという審査項目の7に連動するという意味でよろしいですか。成果指標の数値目標達成の考え方という審査項目と。

○事務局職員 そうです。連動しています。

○委員 はい。分かりました。

続いて、幾つか。

資料4の1の15ページ目にある経理に関する事項の指定管理料の基準額があるのですが、2億8,493万5千円という金額があります。これは単純に見ると、今までのあすみが丘の業者の指定管理委託料で十分対応できると思います。

○事務局職員 そのように設定しています。

また、平成29年4月1日から消費税が10%となることを想定して、指定管理料を設定しております。

○委員 設定した目標としては決して無理な話ではないということですよ。

○事務局職員 そうです。

○委員 それと併せて、数値目標ですか、44.6%っていう積算の根拠も、もうちょっと頑張ってほしいと。伸び代があると聞いていたんですよ。

○事務局職員 そうです。

○委員 ちなみに、こういう形で詳しいデータを拝見させてもらったので、あすみが丘プラザを利用している方の主たる要素ってというのは、ここで言う年齢の方々ですか。

○事務局職員 60代、70代が中心となっております。

○委員 地域というのはどこまでですか。

○渡辺地域づくり支援室長 地域ですか。地域は割りと、広いと思います。あすみが丘だけではなくて、市外の方もいらっしゃいます。大網白里市から来ている方もいらっしゃいますし、市原から来ている方もいらっしゃいます。

○委員 サークル活動ですもんね。

○渡辺地域づくり支援室長 23地区というのが土気地区です。あすみが丘を中心とした地域ですが、土気はかなり広いので農村部も入っております。濃いシャドーがかかった部分のところ、あすみが丘、大木戸、大椎町、大高町、越智町、小山町、上大和田、土気町など、概ね土気の近辺からというところ、ここの方々かなと思います。

ですから、あすみが丘東六丁目あたりを見ていただくと、子ども一人と、ご夫婦の家族構成となっているところが多いようです。年齢構成は14歳以下の子どもが30%以上の街となっています。逆に大木戸町あたりを見ますと、高齢化率が45%となっており、土気地区は、多様な構成になっています。事務局からも説明があったように、利用者は正直なところ、高齢者が多いです。ですから、子どもを取り込むような企画をしていただいて、お年寄りと世代間交流のような取組みを期待しております。

○委員 となると、理解不足などところがあるから確認しておきたいんですけど、成果指標の数値目標達成の考え方というのは審査項目にはなかったもので、その後を詳しく見てみたら、水準低かったら失格の要件もあるんですね。

○事務局職員 Dがあれば失格することもあります。また、皆さんで話し合っていたら失格とする場合もあります。

○委員 この失格要件があると言うのが、提案内容審査のところの2番目の(2)の団体の経営及び財務状況のところと、4番目の(7)の成果指標のところと、5番目の1の収入と支出の見積もりのところですね。

○事務局職員 全部の項目ではないです。

○委員 特にそこを重点的にということですか。

○事務局職員 そうです。

○委員 なるほど、なるほど。

○事務局職員 基本は、市の設定した基準がラインとなっています。それより上か下か、下だと、項目によっては失格となります。

○委員 大椎町など高齢化が進んでいるところは大きな集会所があります。自治会が持っています。土気地区は高齢化が特に進んでいるようです。あすみが丘地区の高齢化率はそれほど高くはありません。だから利用率は、かなり変化してくると思います。年齢的にも、私が80歳で85歳ぐらいの方が多いため、プラザまで来ることが出来ない方も出てくると思います。あすみが丘全体の利用率からいったら、そんなに影響はないのでは。高齢者は自治会館などを使っていると思います。

○事務局職員 確かに、公民館とか集会所を利用されていると思います。

○委員 越智にも、公民館といきいきプラザがあります。

○事務局職員 あすみが丘プラザと同様の施設があります。

○委員 プラザと同様の施設があります。高齢者のための施設となっています。

○事務局職員 そうです。千葉市は高齢者のための施設も多く、また、子育てリラックス館など子供のための施設も多くあります。中間層が利用する施設が少ないと思います。

○委員 あすみが丘の部屋を改装する時に子ども支援室などを作るとか考えていただきたい。和室を変えるとか、2階の幼児室を改装してもらいたい。

○事務局職員 そうですね。

○委員 いつでも子供連れで遊べて、相談できるようなところを考えていただきたい。社会福祉協議会でも同様の取組みをやっていて、月2回、「子供支援教室」形で実施しております。利用者も多いです。

○委員 提案書の内容についてなんですが、これは公の施設を管理する上で当たり前のような要件について、配点するんですか。開館と休館の考え方っていうのは、全市で13なので、考え方が違っていいんですか。

○事務局職員 配点については、13館で同様となっております。ただし、部会によっては、変えることも可能と聞いております。

○委員 特定の区だけ変えてもおかしいだろうと、逆に思うんですけど。市民総務課で検討して欲しい点ですが、6区の担当者を集めて検討して欲しいです。開館時間と休館時間の考え方とか、利用料金の設定及び減免の考え方っていうのは、そんなに大きく違ってくるものですか。

○事務局職員 開館時間は9時から21時となっています。利用料金についても、市の指定した料金です。市の条例で定めた金額と同額でお願いしております。

○委員 私は何年もこの仕事をやらせてもらっているんですけど、それで自分なりに分析をまとめているんですが、指定管理者については、何パターンかあるんです。社会貢献を標榜して担当している指定管理者もいれば、本業と関連させて展開するところもあれば、指定管理事業を専業でやっているような会社もあります。それで見てみると、やっぱり本社費とか、市外業者へ発注している金額の割合などを見ていると、結構割合が高くて、4割、行ったところがあるんです。そうしてみると、審査項目及び配点のところ、その他市長が定める基準の市内産業の振興とか、市内業者の育成とか、市内雇用への配慮とかが著しく低いように見えるんです。ここをもう少し手厚くしたいというふうに申し上げているんです。そこは検討していただけないんですか。ここは上げたいんですけど。

○事務局職員 既に各部会で言っていたので、市民局も検討すると思います。緑区としても、委員の意見を反映するよう伝えたいと思います。

○委員 民間企業だから、利益追求していけない訳じゃないじゃないですか。ところが、やっぱり老朽化が進んでいる公の施設が多くあります。最近ダンスがはやっているんですけど、それをやろうと思った時に、充実していない施設がありますよね。

そういうところだと、可動式の姿見の鏡を入れるらしいんです。一枚4万円位するらしいんですが、そういう鏡を入れるのを渋ったとか。後は、みすぼらしい椅子を使って、備品とかの更新を早めないところもあるんです。そういうところに限って、しっかり本社費を何百万と抜いているんですよ。それを見ていると、非常に残念に思っています。

本来の公の施設のあり方なのかなと、疑問に思うんです。とするならば、千葉市に代わ

って公の施設を、行政に代わって公の施設を運営するところには、やっぱりそういった公の施設であるという性質をよく鑑みていただきたい。千葉市も税金を使っている訳ですから、市内産業の振興とか、市内業者の育成とか、市内雇用への配慮ということには、もう少し目を配って欲しいと思います。

○事務局職員　それは他区でもおっしゃっていただいているようですので、緑区からも上げさせていただきます。

○委員　補足になるんですけど、提案内容審査のところの2（2）団体の経営及び財務の状況のところ、ここの中の失格の対象になっていると見たんですけど。失格にするんだったら、しかるべき書類を出していただいて審査した方がよいのでは。計算書類の件については、正本のほうが望ましいと思います。

○事務局職員　はい。

○委員　資料4の5の8ページですけども、団体の経営及び財務状況の配点のところ、他の部会でも議論になったのですが、評価のAは過去3年間の財政状態、経営成績が極めて良好である。安定的に施設管理を行うに当たって財務リスクは“全くない”という表現となっているんです。財務リスクが全くない会社なんて、無いと思うのですが。

どんな会社でも、これから、何年間で見えていくか分かりませんが、いつ何が起きるかわからない、将来に関しては、“全くない”との表現を変えたらどうですかと言ったら、今回はこれで行くということになりました。

○渡辺地域づくり支援室長　そうですか。

○委員　部会の中で評価してくださいとのことでした。

○渡辺地域づくり支援室長　Aで適切な表現はありますか。

○委員　“ほとんどない”との表現であれば、仮に何かあっても、その段階ではほとんどなかったんだとなります。

○渡辺地域づくり支援室長　“全くない”という表現と、ちょっと違いますね。表現の訂正を市民局に報告し、6区でもう一度調整してもらいます。

○事務局職員　この部分については、全市的な評価だと思います。

○委員　“全くない”は、確かに言い過ぎだと思うんですけど。

○事務局職員　分かりました。

○渡辺地域づくり支援室長　一応あげてみます。それは各部会に任せますとなるかもしれませんが。

○委員　審査提案項目の5（2）管理経費のところ、積算についてですが、基礎点と加算点という方式をとっています。

○委員　12ページですね。

○委員　失格でなければ、原理的に12点もらえるんですね。

○事務局職員　そうです。基本的には12点を与える。基準どおり、提案額が収まっていれば12点を加算いたします。

○委員　指定管理料で差別化を図るというよりも、サービスの方で評価して行くという審査項目の作り方の方が良いのでは。

○委員　この金額でやってくださいということを示しているの。そこで差が付くかという、あまり付かないでしょう。

○事務局職員　　そう思います。

○委員　　踏み込んで出して来るところもないでしょう。

○委員　　部会によっては、加算点はそもそも要らないんじゃないか、基礎点も要らないんじゃないかと。

○委員　　そういう部会はありません。

○委員　　私はそれについては黙りましたけど。

○委員　　失格だから、そもそも要らないのではという議論ですよ。そんなに差は付かないです。あっても無くても同じかと思えます。

○委員　　公の施設を管理できる能力があるところが、施設を運営するに当たって法令点検とか、それをやらないという業者はあり得るんですか。

○事務局職員　　あり得ないです。

○委員　　当たり前のことを求めるところに、そこまで厚く配点すべきなのかというのがあるんですけど。そこが不思議でしょうがないんです。それだったら、もう市として、こういうことは必ずやってくださいというふうに書いてしまった方が、より効果的だと思います。そもそも求めるサービスの質として、法令遵守とか。

そうすると、審査項目2の内容がどうなのかなと思うんですけど。とはいえ、作文能力がうまくなくて、ちゃんとやっているんだけど、その辺をきちんと書けていない業者もありますけど。

○事務局職員　　そうです。2は全て5点です。

○委員　　私は、以上でいいです。

○部会長　　他にございますか。よろしいですか。

(なし)

○部会長　　ありがとうございました。

それでは、募集条件、審査基準等に関して委員の皆様からいただいたご意見につきましては、募集要項等に十分反映していただきたいと思います。

なお、修正した内容については、私と事務局が調整するというご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○事務局職員　　この後、募集要項など資料を修正し、差し換えたものを送るという形になりますので、修正したところをご確認いただければと思います。

○部会長　　先ほどの話ですね。分かりました。

それでは、土気あすみが丘プラザは、終了ということでよろしいでしょうか。

続きまして、引き続き、千葉市緑区鎌取コミュニティセンターについて、説明をお願いいたします。

○渡辺地域づくり支援室長　　続けて説明させていただきます。

募集要項、管理運営基準、申請書類、基本協定書、選定基準等につきましては、土気あすみが丘プラザと同様、市内6区共通となっておりますので、当施設の特性を踏まえた部分を中心に、ご説明させていただきます。

まず、5の1、募集要項の4ページをご覧ください。

管理対象施設の概要でございます。

まず、(1) 設置目的等ですが、本施設の条例上の設置目的は、市内12館と同様で、市内のコミュニティ活動のための施設として設置されております。

設置目的から導かれるビジョンですが、他館同様に、コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進することとしております。

また、ビジョンを実現するためのミッションは、コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給すること、地域の特性を踏まえ、コミュニティ活動の契機となる事業を企画実施すること、コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となることの、3点といたしました。

次に、項目の(2) 特徴でございますが、ア、コミュニティ活動の場と機会の提供をする施設であるとともに、イ、情報発信、相談機能をあわせ持つ施設としております。

続いて、5ページをご覧ください。

(3) 施設の概要については、先ほど同様、追加資料といたしまして配付させていただきました資料も併せてご覧ください。

こちらは、平成29年度に鎌取コミュニティセンター体育館天井改修工事を予定しております。全館ということではなくて、体育館部分の天井改修工事を予定しておりますので、その内容をここに追記させていただきます。

次に、(4) 指定管理者制度を導入することに対する市の考え方についてですが、これも市内の他館と同様ですが、制度導入により、市民サービスの向上により、さらに多くの市民に利用してもらうという効果を見込んでおります。したがって、市としては制度導入効果を達成するために、指定管理者に民間事業者としてのノウハウを活用した魅力的な事業の実施や施設の利用促進、広報プロモーション活動などにより、施設の利用者数を増加させることを期待しております。

具体的には、成果指標としては、諸室については、先ほど同様、施設稼働率。スポーツ施設、体育館については、施設利用者数を掲げております。

数値目標は、先ほどのあすみが丘と同様、当該施設の過去の実績ですとか人口推移、高齢化、年少者の割合など人口構成、地域の特性、さらには、次年度より、一時間単位の超過、繰り上げ使用を可能とすることや、今までは実施しておりませんでした。体育館の専用利用を可能とするような条例改正を予定していることなどを総合的に勘案し、こちらも先ほどと同様、平成32年までは微増すると考えております。

しかし、先ほど同様、公共施設として、稼働率の低い部屋を壊して稼働率の高い部屋だけにしてしまうとということもできませんし、駐車場は、66台と。区役所と併設しているので、区役所が開庁していないときは入れるということもできるんですが、こちらもやはり常時満車の状態が続いており、これ以上増やすことが不可能ということなどを鑑みますと、稼働率もあすみが丘プラザに比べて高い稼働率となっておりますので、限界に近いということも考えられ、増加の割合は徐々に少なくなり、最終年度は、平成26年度の稼働率の2%増の49.6%といたしました。

また、スポーツ施設としての人数ですけれども、こちらも同様の根拠から、2万3,500人に達するということを目標といたしました。

次に、6ページの指定管理者が行う業務の範囲についてですが、ご覧のとおりでござい

ます。なお、詳細につきましては、4の2の管理運営の基準に記載しております。

続きまして、15ページをお願いします。

9の経理に関する事項の(1)指定管理者の収入として見込まれるもののイの指定管理料でございますが、当施設の管理に係る指定期間全体の指定管理料の基準は、4億165万2,000円としております。

また、先ほど施設の概要でも説明いたしました、修繕に係る追加資料の内容を、経理に関する事項にも追加させていただきます。平成29年度に千葉市緑区鎌取コミュニティセンターの体育館天井改修工事を予定しており、工事の間の体育館の休館が見込まれますが、工事期間の詳細が現時点では決定していないので、体育館の休館はないものと仮定して、指定管理料の見積もりを行ってください。体育館の休館に伴う指定管理料への影響については、毎年度、指定管理者指定管理料の協議において、併せて協議することとなりますという一文を、追記させていただきます。

資料は、同様、後ほど差し換えさせていただきます。

次に、19ページをご覧ください。

次期指定管理予定候補者の選定を行うに当たっての審査基準として、審査項目及び配点について、記載しております。これらの詳細については、先ほど同様、後ほど5の5の選定基準において、ご説明いたします。

募集要項については、以上でございます。

続きまして、管理運営の基準、5の2、管理運営基準について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

4ページの(イ)、下のほうですね。(イ)スポーツ施設の使用申請をご覧ください。

aのスポーツ施設(体育館)の貸出方法に記載のとおり、千葉市コミュニティセンター設置管理条例の改正により、千葉市全体で次期指定管理者から体育館の専用使用、いわゆる面貸しを設定することが可能となる予定です。これらの専用使用につきましては、各指定管理者で使用状況等を勘案しながら設定することとなっております。

続きまして、7ページ、(2)市からの事業実施受託業務をご覧ください。

これも、先ほどと同様の3点でございます。

続きまして、14ページの(5)植栽維持管理業務、(6)外構施設維持管理業務、15ページの(7)環境衛生管理業務につきましては、前回募集要項にはなかった業務ですが、指定管理の業務として必要な業務であるため、明記いたしました。

続きまして、23ページの6、自主事業でございますが、自主事業の実施に係る留意点を記載しております。

ア、コミュニティ活動のきっかけとなり得るような各種事業を計画すること。ここの部分が先ほどと、あすみが丘と違っております。イ以下は、ほぼ同じです。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

次、選定基準についてご説明いたします。

資料5の5、4ページをご覧ください。

提案内容審査についてございますが、当施設の指定管理者選定における各審査項目の配点はご覧のとおりで、先ほどのあすみが丘と同様となっております。

説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。

ただいま所管課から説明いただきましたが、募集条件や審査基準等に関して、ご質問も含め、ご意見ございますか。

○委員 違う部会のところで、類似施設との競合について調整してほしいという意見が出ていました。たしか、緑区の鎌取の近くにあったような気がしているのですが。

○事務局職員 公民館は、同じ、おゆみ野の中にあります。鎌取コミュニティセンターと競合する施設は、見当たらないと思います。また、おゆみ野には、おゆみ野ふれあい館という施設使用料が無料の施設があるので、町内自治会や近隣の方などが利用されているようです。

おゆみ野の近辺は、あすみが丘と違って、自治会の集会所がほとんどないので、自治会の方々もコミュニティセンターを利用していると思います。

○委員 資料5の5ページの(4)で、指定管理者制度導入に関する市の考えについて、本施設では指定管理者制度の導入により市民サービスの向上を図り、さらに多くの市民に利用していただくという効果を見込んでいると。その次、したがって、市としては指定管理者が民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスを提供するとともに、魅力的な事業の企画や効果的な広報活動を実施すること云々と、こう書いてあるんですけど。聞きたいのはね、質の高いサービスって何ですか。

前の文章からの関連で、指定管理者が民間事業者としてのノウハウを活用した質の高いサービスを提供し、と。具体的にどういうことを言っているのか、分からない。

例えば、最初の指定管理者だった、山武さんがやっていたね。あの業者は空調だとかビル管理だとか、そういうのが本職ですよ。そうすると、ああいう業者は、自分のところのノウハウを活用しようと思えば、色々そういうものを施設に応用できるわけです。その後、やっているところは大分違うわけですよ。

○事務局職員 そうです。大分違います。

○委員 とすると、業者によって、いわゆる提供されるサービス云々が変わって来る。それを考えているということですか。

○事務局職員 変わって欲しいので、民間事業者に任せることになっております。

○委員 良くなればいいけど、ある面では悪くなる可能性だってある。

○事務局職員 それは、モニタリングで千葉市がチェックする機能が働いているので、問題はありません。

○委員 何かね、こういう言い方をしては失礼だと思うけれども、市の考えてことは非常にきれいごとでね、実際はそんな単純なものではないと思います。だから指定管理者として入ってくる事業者も、もちろんこの文章を見て、ああ、うちはこれをやりますよなんて言っているけども、果たして具体的に、事業者のいわゆる特質を活かした管理運営が本当にできるのか。

金もかかるだろうし、人も要るだろうし、市のほうから業者に対して、やりなさいとは、言う訳にいかないけども、少なくとも、その事業者の、自主性を尊重して、やりやすい運営をある程度認めてやるという立場がないと、指定管理者としてはやりにくいんじゃないかなと。

何で指定管理者になりたいかって言ったら、一つはやっぱり利益が欲しいことになるだ

ろうし。中小企業の事業者だったら、公的な施設を管理運営できるということによって社会的な信用度が高まるとか、いろいろあると思うんです。

だから、そういうことも踏まえた上で、指定管理者が募集に応じてくるわけだから、当然、市としても、いろんな考え方の業者があって、その中からどういうものを選んでいくかといったら、利用者が利用しやすいとか、利用して良かったなと思えるような事業者だと思うんです。

来年以降、どういう事業者が来るかわかりませんが、鎌取の場合は、聞くところによると、大分希望する事業者が多いらしいという話を聞いております。いろんな考え方の事業者が寄ってくるときに、市としては、きれいごとの条件ではなくて、利用するものが本当に利用しやすいような管理運営ができる事業者、そういうものを選んで行くという責任があるんじゃないかと思います。

他の方は知りませんが、私はそんなに大した文句はありませんから、こんなに厳しいところまで、果たして見きわめることができるかどうかわかりません。こういうきれいごとを書かれるとね。本当に千葉市は考えているのかなど。これを実践できるような事業者がいるんだったら、これはもう、それにこしたことはない。大歓迎です。

○事務局職員　　ここは理想を掲げていると考えていただきたい。

○委員　　これを受けてどういう提案が来るかっていうことですよ。

○事務局職員　　そうです。

○委員　　委員の発言は、非常に感銘を受けるものです。毎度、市民局の部会で私が言っていることです。千葉市のまちづくりとかコミュニティづくりのビジョンがあるんだったら、先に示してくださいって言っているんですけど、出てこないんですよ。申し訳ないんですけど。だから推論を色々組み立てて、整理しながらやっているんです。

モニタリング能力についても再三言っています。市民総務課の更に上に業務改革推進課があって、そこでは状況をよく把握してないみたいなんですよ、まず財政再建ありきで。だからビジョンのない指定管理者制度を導入して、指定管理者制度を導入すれば何でも解決すると思っているんです。

学者として眺めて見ていると、この指定管理制度は、眉唾だなというふうに眺めているんです。

○委員　　利用者が利用しやすいコミュニティセンターを。要するに、使う方が使いやすいってことは、非常に単純なことです。一つは、申し込みが簡単。自分たちが希望した時に必ず取れるかどうか。今はお金を取られています、それも、なるべく安くとか。それから、実際に使っている部屋が、本当は利用したい部屋を使いたいけど、空いていないからしょうがないって、ここへ入れられちゃった。これは不満が残っているわけです。例えば、非常に単純なのは冷暖房。冷暖房を入れてくださいとお願いをする。最近は割りかし、言うことを聞いて入れてくれるんです。指定管理者の方も。やっぱり利用者の立場に立ったら、温めなきゃならない、冷やなきゃならない。以前はかなり厳しかった。何月までは入れちゃだめだとか。冷房は何月にならなきゃだめだとか、かなり厳しかった。

○渡辺地域づくり支援室長　　前の指定管理者の時ですか。

○委員　　市が目指しているのは、同じようなサービスで経費を安く削減して、市の財政を良くするというのが目的で、指定管理者制度をやっている。以前のあすみが丘プラザは、

決められた時間しか貸さなかったんです。時間になったら、出てくださいと言われてました。今は、部屋が空いていれば15分ぐらい前に鍵は貸してくれる。また、若い人がいるから手伝ってくれるんです。前は、自分たちでやらなければならない。そういう面では、僕は良くなっていると思います。掃除だって、きめ細かくやっている。私はそういうふうに見ているんですけど。

今、委員から言われたことは、言いたいけど、それを言っても、始まらないから。自分にはなるべく建物の管理とか、そういうやり方について、質問したり、意見を言ったりしているんです。

○委員 要するにね、利用者は、そんなハイレベルなことを要求してないんです。極めて単純で、自分たちのサークルが面白く楽しくやれば良いという、そのレベルからスタートしているんですから。ですから、さっきのデータなんか一番いい例ですよ。私も時々、事務所へ来て、窓口で文句言っているのがいますよ。何で冷房を入れてくれないの、何で暖房してくれないの、色々ある訳です。そういうのは、非常に素朴な利用者の要望であって。実は、利用者というのは、そのレベルでものを考えていますから。例えば自分たちの活動を通じて地域の文化水準を高揚して、それが千葉市に反映して、いやすばらしいなんて、こんなこと考えません。

○渡辺地域づくり支援室長 それを意識して活動して欲しいです。

○委員 利用しやすいコミュニティセンターであって欲しい。

最近、色々改善されているようで、その点は事業者さんに感謝していいのか、市に感謝していいんだか、分かりませんが。有料化がスタートした時の、非常に堅苦しい窮屈なやり方が少し緩和されているように思います。

○事務局職員 そうです。3年ぐらい前までは、正直、委員の言うように、6月までは冷房を入れません。7月からですというように徹底してしていました。誰が言っても、所長さんが良いと言わない限りは出来ません。今は、それを改善していただいて、5月でも6月でも、暑い時期があるので、そういった時には利用者の立場に立って、冷房を入れています。

○委員 利用者が倒れて救急車呼んだら大変ですよ。

○事務局職員 そうです。

○委員 以前は、部屋が空いていても全然入れてくれないんです。今は前に入れてくれている。良くなっていると思います。

○渡辺地域づくり支援室長 その辺、随分細かにやってくれているようです。人が出入りするときは廊下も入れる。人の出入りが止まって、体育館の中へ入ってしまえば、もう廊下の冷暖房を少し落として、こっちを入れると。そんな切り替えをやって、お客様がいる、人がいるところをメインに冷房を入れるようにしているようです。

○委員 冷暖房をデマンドで落とす時があり、利用者から苦情が出ているんです。何件か聞いております。

○事務局職員 そうです。アンケートなどでも冷暖房については、過去、何回か出ております。しかし、今は両施設とも改善されていると思います。

○委員 体育館などは温湿度計を設置し、時間ごとに測定し、きちんと管理していますという資料を作成してれば利用者も納得すると思います。指定管理者の努力が必要です。

○委員 指定管理者が管理していく場合に色々な施設の問題だとか、そういうことについて神経使ってやってくれる。それが本筋だと思うんですけど、指定管理者が一番苦勞しているのは何だろうと色々考えたら、指定管理者が地域のため、住民のコミュニケーションを高めるための事業を計画しなければならない訳です。一番大変じゃないですかね。

例えば、前の指定管理者から引き続いて実施している星空を見る事業など。

○事務局職員 そうです。星空観望会を実施しております。

○委員 ああいうのは、確かに子供たちも喜ぶだろうし、一つの事業としてはなかなか気の利いた、おもしろい事業だと思います。

また、料理教室。対象者を決めて実施するけども、料理教室の企画や調整など大変だと思います。

○事務局職員 鎌取コミュニティセンターについては、所長が企画や様々な調整を行っております。一人でやっているので大変であると思います。

○部会長 その他ご意見等はございますか。

(なし)

○部会長 それでは、募集条件、審査基準等に関して委員の皆様からいただいたご意見につきましても、募集要項等に十分反映していただきたいと思っております。なお、修正した内容については、私と事務局が調整するというので、ご一任いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○部会長 ありがとうございます。以上で指定管理者選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項についての審議は終了します。

次に、議題2の「今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局職員 それでは、資料6の今後の予定について、ご覧ください。

まず、次期指定管理予定候補者選定の流れについてご説明させていただきます。

本日ご審議いただきました募集条件、審査基準等につきましては、(先ほどご説明させていただきましたとおり、)委員の皆様からのご意見を反映させるよう修正いたします。

修正後の募集要項等を7月27日(月)より公表し、指定管理予定候補者の募集を開始いたします。

その応募者について、10月21日(水)、場合により26日(月)も、に予定しております第3回区役所部会にて、委員の皆様へ審査、選定していただきます。

選定していただいた結果については、潮来部会長さんより選定評価委員会の横山会長へご報告いただき、その後、横山会長さんから市長あてに、委員会の意見として答申をしていただきます。

その答申を基に、指定管理予定候補者を決定し、仮協定を締結した後、12月に開催予定の平成27年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出いたします。

議決をいただきましたら、基本協定を締結し、平成28年4月から管理を開始することとなります。

また、部会の会議録及び委員会会長からの答申につきましては、市ホームページにて公表することとなります。

会議録につきましては、後日委員の皆様にご確認をお願いいたしますので、よろしくお

願いたします。

○部会長 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等がありますか。

(なし)

○部会長 よろしいでしょうか。それでは、最後に、議題3のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

(なし)

○部会長 よろしいでしょうか。では、皆さま方のご協力によりまして、本日の議事は、すべて終了しました。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○司会 本日は、慎重なご審議、ありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第2回緑区役所部会を開会いたします。

委員の皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。